

第10回農地部会議事録

- 1 招集日 平成29年10月4日（水）
- 2 開会日時及び場所
平成29年10月4日（水） 午後2時08分
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成29年10月4日（水） 午後3時37分
- 4 委員氏名

(1)出席者（13名）

3番 大島 忠保 4番 渡部 篤 8番 本田 岩勝 9番 林田 剛
11番 松尾 文昭 14番 吉田 良一 15番 平野 利光 16番 森崎 茂徳
18番 内田 弘幸 24番 草野 定 28番 田浦 則利 34番 馬場 保
36番 川内 幸徳

(2)欠席者（5名）

1番 水口 正好 7番 渡辺 勝美 10番 横田 晴喜 32番 鶴殿 徳康
33番 渡邊 茂徳

(3)部会長の依頼により出席した委員（1名）

35番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参事	増富 浩彦
嘱託	大石由紀子
嘱託	松田亜希子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第63号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第64号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第65号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第5 議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第67号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第68号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴収について

午後2時08分開会

○事務局長（江口 秀司君） 農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定に達しております。部会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆さん、改めましてこんにちは。朝からご多用の中、ご参集いただきありがとうございます。ありがとうございました。なお、部会後に総会となっておりますので、よろしくご協力のほどお願いします。

ただいまから、平成29年第10回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第63号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第64号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第65号農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、議案第66号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第67号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第68号農用地利用配分計画（案）にかかわる意見聴取について、議案第69号農地法第2条第1項の「農地」の判断について、以上7件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから起立し、マイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規定第12条の規定により、8番、本田委員、9番、林田委員、両委員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第63号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第63号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号56番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（14番 吉田 良一君） 議席番号14番、吉田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号56番については、経営規模拡大のため、買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題は無いと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号56番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号56番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号57番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（14番 吉田 良一君） 議席番号14番、吉田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号57番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって、何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号57番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号57番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号58番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。

農地法第3条第1項の規定により、許可申請の受付番号58番については、妻に贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号58番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 16番、森崎です。これは病気のために書いてありますが、経営移譲なんですか、65歳だったら。それともやっぱり病気のためなんですか。

○参事（増富 浩彦君） 病気のためです。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 普通、経営移譲なら経営移譲で何て問題ないでしょ。普通やった

ら。65歳となっとなつたけん。結局、年金の問題かなと思つてから。

○委員（15番 平野 利光君） いや、年金じゃなくて、やっぱり、ここに書いてあるとおりの健康上の理由ということをはっきりしてます。旦那さんから奥さんへの贈与なもんですから、そこはちゃんと調べておりますので、健康上ということ間違いないということです。

○委員（16番 森崎 茂徳君） はい、わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号58番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号59番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号59番については、経営規模拡大のため、不在地主より買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって、何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号59番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号59番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号60番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号60番については、耕作利便のために買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号60番について、ご質疑ありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号60番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号61番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（18番 内田 弘幸君） 議席番号18番、内田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号61番については、経営規模拡大のため、買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって、何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号61番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号61番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号62番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号62番については、親戚より譲り受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって、何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号62番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号62番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号63番、64番は交換の案件ですので、一括して審議いたします。

まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号63番、64番については、耕作利便のため交換する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は求められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号63番、64番についてご質疑ございましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号63番、64番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号65番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号65番については、経営規模拡大のため、買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号65番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号65番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号66番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号66番については、後継者へ貸し付ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号66番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号66番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号67番、68番は譲受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号67番、68番については、規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たっては何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号67番、68番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号67番、68番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号69番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（9番 林田 剛君） 議席番号9番、林田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号69番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号69番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号69番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号70番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（8番 本田 岩勝君） 議席番号8番、本田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号70番については、経営規模拡大のため、不在地主より買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号70番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号70番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号71番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 16番、森崎です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号71番については、経営規模拡大のため買い受ける案件です。譲受人は耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が50アールに達していませんが、農地法第3条第2項ただし書きにある政令に定める相当事由に該当すると認め、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号71番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○委員（18番 内田 弘幸君） 政令で定める相当の事由ということを、ちょっと説明をお願いします。

○議長（馬場 保君） 事務局、お願いします。

○参事（増富 浩彦君） この農地の、購入される農地の隣接している農地を耕作している人に限って、下限面積に達していなくても農地を取得できるというような文言で書いてあります。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号71番は許可相当と認め

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号72番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 議席番号16番、森崎です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号72番については、経営規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって、何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号72番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

○委員（18番 内田 弘幸君） 18番、内田です。

規模拡大のため購入するということですが、それにしてはえらい安かなあと思って、規模拡大のために買うとなら50万円ぐらいで買うてもらえればいいんですけど、そこら辺は何か事情のあるとですかね。

○参事（増富 浩彦君） 譲渡人さんが、このたび、財産をちょっと整理したいということで、近辺のこの集落の方々が皆さんで全部購入をされるということで認めてはおるんですけども、ほかには理由はありません。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 大体その土地は安いんです。あそこら辺は。

○議長（馬場 保君） 内田委員よろしいですか。

○委員（18番 内田 弘幸君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ありませんか。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号72番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号73番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（4番 渡部 篤君） 議席番号4番、渡部です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号73番については、経営規模拡大のために買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題は無いと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号73番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号73番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第64号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第64号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号9番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号9番については、簡易手続相当の違反事案に該当するものとし、追認申請が提出されたものです。申請人は平成28年6月ごろより申請地を農業用倉庫用地の一部として使用されてきました。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタールの未満の一団の区域内にある農地であることから、第二種農地であると考えられます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号9番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第64号、受付番号9番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号10番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号10番については、簡易手続相当の違反事案

に該当するものとし、追認申請が提出されたものです。

申請人は昭和55年2月ごろより申請地を宅地の一部として使用していました。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第二種農地であると考えられます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号10番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○委員（16番 森崎 茂徳君） これは農地法第4条での申請となっておりますけど、申請者の住所が諫早市になっているわけですけど、どういう意味なんですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明よろしいですか。

○参事（増富 浩彦君） 申請人はおじさんから、相続で、申請地を取得されたわけですよ。申請人は諫早市にお住まいです。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 愛野町には住んではおらん。

○参事（増富 浩彦君） 住んではいません。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第64号、受付番号10番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第65号農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第65号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号1番については、議案第66号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての受付番号49番で変更後の転用申請がされておりますので、一括して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、一括して審議します。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第66号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第65号、受付番号1番及び議案第66号受付番号49番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。

農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の受付番号1番及び農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号49番について、申請地は、平成7年に洋菓子店舗用地として転用許可を受けたものの、事業が着工されておりませんでした。新たな申請人は、店舗兼住宅用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第二種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、計画変更承認及び転用許可に当たっては何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第65号受付番号1番及び議案第66号受付番号49番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第65号、受付番号1番の計画変更承認及び議案第66号、受付番号49番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第65号、受付番号1番の計画変更承認申請を承認し、議案第66号、受付番号49番の転用申請を許可することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第66号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第66号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号43番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（14番 吉田 良一君） 議席番号14番、吉田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号43番について、本案件は県道の拡幅工事にかかった住宅兼作業所を移転する目的の転用申請です。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第二種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても、特に問題ありませんでしたので、許可に当たって、何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号43番について、ご質疑ありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第66号、受付番号43番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号44番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号44番について、申請人は発電用施設用地（太陽光パネル）への転用を計画されております。申請地は平成29年4月20日に農振除外がされており、雲仙市役所瑞穂総合支所より300メートル以内に存在することから、第三種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号44番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第66号、受付番号44番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号45番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（14番 吉田 良一君） 議席番号14番、吉田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号45番について、申請人は発電用施設用地（太陽光パネル）への転用を計画されています。申請地は平成29年4月20日に農振除外がされて

おります。雲仙市役所瑞穂総合支所より300メートル以内に存在することから、第三種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって、何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号45番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第66号、受付番号45番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号46番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号46番について、申請人は住宅及び通路用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第二種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって、何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号46番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第66号、受付番号46番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号47番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号47番については、申請人は、住宅用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第二種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当

たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号47番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第66号、受付番号47番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号48番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号48番については、申請人は住宅用地への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、水道、下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ、おおむね500メートル以内に医療施設が2件あることから、第三種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号48番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第66号、受付番号48番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号49番は、先ほど審議いただきましたので、受付番号50番の審議に入ります。

まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（28番 田浦 則利君） 議席番号28番、田浦です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号50番について、申請人は仮設事務用地への一時転用を計画されております。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第二種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号50番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第66号、受付番号50番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号51番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 16番、森崎です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号51番について、申請人は駐車場用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、生産性の低い、おおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第二種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たっても何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号51番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第66号、受付番号51番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号52番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（4番 渡部 篤君） 議席番号4番、渡部です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号52番については、申請人は駐車場用地への転用を計画されております。申請地は農振白地ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であることから、第一種農地であると考えられます。しかし、転用目的が既存の農業用施設の駐車場であることから、第一種農地の不許可の例外に該当するものとし、許可をすることができる案件であると思われれます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号52番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第66号、受付番号52番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第67号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

本案件につきましては林田委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第2項の規定により退席をお願いします。

（9番 林田 剛委員 退場）

○議長（馬場 保君） 事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第67号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

20ページ26番から21ページ34番は所有権移転による案件、21ページ35番から54ページ114番は農地中間管理機構への貸し付けによる案件です。農地中間管理機構への貸し付けによる案件のうち、56番から114番は桃山田地区土地改良に関するものです。

議案第55号に対する質疑を行います。

まず、15ページから16ページについてご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、17ページから18ページについてご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、19ページから20ページについてご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、21ページから22ページについてご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、23ページから25ページについてご質疑ありませんか。

んか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、26ページから54ページ、桃山田地区土地改良関係分は一括して審議いたしますので、ご質疑があるときは、ページ番号と整理番号をお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第67号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

ここで林田委員の入室を求めます。

（9番 林田 剛委員 入場）

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので、報告いたします。

次に、日程第7、議案第68号農用地利用配分計画（案）に係わる意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第68号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第68号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第68号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第68号につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第8、議案第69号農地法第2条第1項の「農地」の判断についてを議題とします。

事務局、提案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第69号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請地は農業農振地域の農用地区域に該当しているため、非農地通知を発出するに当たり、農林水産課で協議いただき、全体見直しで、農振除外検討可能の見込みありとの回答をいただいております。

整理番号1番についてご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第69号農地法第2条第1項の「農地」の判断については、対象地は農地ではないと判断することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、対象地は農地ではないと判断し、今後、非農地通知を発出することといたします。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後3時37分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年10月 4日

議 長

署名委員

署名委員